

# 印旛郡市広域市町村圏事務組合行政組織規則

昭和 57 年 4 月 1 日

規 則 第 1 号

改正	平成10年3月31日	規則第1号	平成19年3月28日	規則第4号
	平成12年12月26日	規則第3号	平成22年7月26日	規則第5号
	平成14年3月22日	規則第2号	平成26年4月1日	規則第2号
	平成15年2月14日	規則第3号	平成27年4月1日	規則第7号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合組織条例（昭和47年条例第3号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき管理者の権限に属する事務を処理するための組織及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第171条第5項の規定により会計管理者の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 前条に規定する組織を分けて本庁機関及び出先機関とし、各機関の定義を次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本庁機関 条例第1条に規定する事務局及び第3条に規定する課をいう。
- (2) 出先機関 前号に規定する本庁機関以外の機関で、法第244条の2第1項の規定に基づき設置された公の施設を管理する機関をいう。

## 第2章 本庁機関

(課及び係の設置)

第3条 条例第1条に規定する事務局に次の課を置き、それぞれの課に当該右欄に掲げる係を置く。

	課 名	係 名
事 務 局	管 理 課	庶 務 係
	企 画 課	企 画 係

(会計係)

第4条 会計管理者の事務等を処理する組織として会計係を置く。

## 第3章 事務分掌

(課の事務分掌)

第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

事 務 局  
管 理 課  
庶 務 係

- (1) 公文書に関すること。

- (2) 人事に関する事。
- (3) 財務に関する事。
- (4) 議会に関する事。
- (5) 監査委員に関する事。
- (6) 統一採用試験に関する事。
- (7) 職員研修に関する事。
- (8) 軽費老人ホームA型の運営支援に関する事。
- (9) 情報公開制度の総括に関する事。
- (10) その他、他の係に属さない事務に関する事。

## 企 画 課

### 企 画 係

- (1) 各種広域的事業の調査、研究及び実施に関する事。
- (2) 広報紙等の企画編集発行に関する事。
- (3) 病院群輪番制方式による第二次救急医療機関運営事業に関する事。
- (4) 各種協議会等の事務に関する事。
- (5) 市町の連絡調整に関する事。

( 会計係の事務分掌 )

第 6 条 会計係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 歳入歳出予算の収支及び決算に関する事。
- (2) 現金、物品の出納及び保管に関する事。
- (3) 現金及び財産の記録管理に関する事。
- (4) 支出負担行為の確認に関する事。
- (5) 指定金融機関等に関する事。

## 第 4 章 出先機関

( 出先機関の種類及び所属 )

第 7 条 削除

( 出先機関の係の設置並びに所掌事務 )

第 8 条 出先機関の係の設置並びに事務分掌は、別に定める。

## 第 5 章 職制

( 本庁機関の職制 )

第 9 条 事務局に局長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 会計係に係長を置く。

3 前 2 項に規定するもののほか必要があるときは、事務局に次長、参事、技監並びに主幹、副主幹、主査及び主査補をおくことができる。

4 前 3 項に定めるほか課(係)に所要の職員を置く。

( 出先機関の職制 )

第 10 条 削除

第 11 条 緊急を要する事務で分担事務が繁忙のとき又は重要特殊な事務については、各課は相互に援助し合わなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合事務分掌規則(昭和47年規則第3号)は廃止する。

附 則(平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日規則第3号)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成14年3月22日規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年2月14日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条の規定により従前の例により在職する収入役の任期中は、この規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合行政組織規則第4条の規定は、適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成22年7月26日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年3月23日から適用する。

附 則(平成26年4月1日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。